

入札公告（建設工事）

次のとおり条件付一般競争入札に付します。

令和元年 10 月 10 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
契約担当役 大阪支社長 渡邊 修

大支公告第 6 2 号

1 工事概要

- (1) 工 事 名 北陸新幹線、南越前鋼製シェルター外 1 箇所（電子入札対象案件）
- (2) 工事場所 福井県鯖江市吉谷町及び南条郡南越前町清水地内・脇本地内
- (3) 工事内容 本工事は、北陸新幹線、高崎起点 431km758m～447km987m（L=16, 229m）間における鋼製緩衝工及び鋼製シェルターの製作・架設工事である。
鋼製緩衝工及び鋼製シェルターの架設は、ラフテレーンクレーンによる架設を考えている。
(内訳)
鋼製緩衝工 L = 37m（高崎起点 431km758m～431km795m）
鋼製シェルター L = 234m（高崎起点 447km753m～447km987m）
- (4) 工 期 18 箇月間
- (5) 使用する主な資機材 鋼材 860 t
- (6) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (7) 本工事は、施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。
- (8) 本工事は、契約締結後に工事内容の変更について提案を受け付ける契約後 V E 方式の試行工事である。
- (9) 本工事は、入札手続を電子入札システムにより実施する対象工事である。
なお、電子入札システムにより難しい者は、契約担当役の承諾を得た場合に限り紙入札に変更することができる。
- (10) 本工事は、総価契約単価合意方式のうち、単価を包括的に合意する方式の対象工事である。
- (11) 本工事は、「施工箇所が点在する工事積算方法の試行工事」である。
- (12) 本工事は、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木関係積算標準

の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

2 競争参加資格

次に掲げる条件を全て満たす2者を構成員とする特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）又は単体有資格者とし、かつ、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「当機構」という。）大阪支社長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

(1) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程（平成15年10月機構規程第78号）第4条又は第5条の規定に該当しない者であること。

(2) 「平成31・32年度工事競争参加資格確認者」のうち「当機構大阪支社管内（北陸鉄骨鉄けた）」に係る競争参加資格の認定を受けていること。

（注）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当機構大阪支社が別に定める手続きに基づく競争参加資格の再認定を受けていること。

(3) 共同企業体の代表者又は単体有資格者は、平成16年度に元請として完工（引渡し済みのものに限る。）した以下のア又はイに掲げる工事の施工実績を有することとし、共同企業体のその他の構成員はア又はイに掲げる工事の施工実績を有すること。ただし、当該施工実績が共同企業体構成員としての実績である場合には、共同企業体の代表者又は単体有資格者は出資比率が構成員中最大、共同企業体のその他の構成員は出資比率が10%以上のものに限る。

また、当該施工実績が当機構（国鉄清算事業関係を除く。）の発注した工事である場合には、工事成績評定点が65点以上のものに限る。

ただし、当機構（国鉄清算事業関係を除く。）が発注した工事のうち工事成績評定点の通知を受けていない工事又は一部しゅん功し引渡し済みの工事（当該工事の主たる目的物の引渡しに限る。）においても、要件を満たす場合は施工実績とすることができる。

ア 鉄道における鋼橋（合成けたを含む）、鋼製シェルター、鋼製緩衝工又は保守用斜路等上屋のいずれかの製作・架設

イ 道路における鋼橋（合成けたを含む）、鋼製シェルター又は鋼製シェッドのいずれかの製作・架設

(4) 当機構の施工実績がある場合は、当該工事種類における平成29年度及び平成30年度の当機構の工事成績が、2年連続で平均が60点未満でないこと。

(5) 施工計画が適正であること。

「工程管理に係わる技術的所見」、「材料の品質管理に係わる技術的所見及び施工上配慮すべき事項」及び「安全管理に留意すべき事項」が適正であると認められること、又は、発注者が設定する入札説明書の別冊示方書に参考として示された図面及び示方書等（以下「標準案」という。）を満足する施工計画であること。

これらを満たさない場合は、競争参加資格を付与しない。

- (6) 共同企業体の全ての構成員又は単体有資格者は、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という）を当該工事に専任で配置できること。

ア 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

イ 共同企業体の代表者又は単体有資格者は、平成16年度以降に元請として完工（引渡し済みのものに限る。）した(3)のア又はイに掲げる工事の施工経験を有することとし、共同企業体のその他の構成員は(3)のア又はイに掲げる工事の施工経験を有すること。

当該施工経験が共同企業体構成員としての経験である場合には出資比率が10%以上のものに限る。

当該施工経験が当機構（国鉄清算事業関係を除く。）が発注した工事である場合には、工事成績評定点が65点以上のものに限る。

ただし、当機構（国鉄清算事業関係を除く。）が発注した工事のうち工事成績評定点の通知を受けていない工事又は一部しゅん功し引渡し済みの工事（当該工事の主たる目的物の引渡しに限る。）においても、要件を満たす場合は施工経験とすることができる。

また、(3)に掲げる工事の施工経験を1名の配置予定技術者で要件を満たすことができない場合は、複数の技術者の組合せとすることができる。この場合、各々の施工経験を有する技術者は、当該工事施工期間中のみの専任配置とすることができるものとする。

なお、架設工事の技術者は架設工事前の設計・施工打合せには参加を要する。また、製作工事の技術者は、同一工場内で行う他の工事を兼任することができるものとする。

ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

- (7) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構大阪支社長から独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成15年10月機構規程第83号）に基づく指名停止を受けていないこと。

- (8) 1(1)に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本関係若しくは人的関係のある建設業者でないこと。

- (9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

- (10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、当機構公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 総合評価に関する事項

- (1) 入札の評価に関する基準

本工事の総合評価に関する評価項目は次のとおりとする。

ア 施工体制の評価について

- (7) 品質確保の実効性
- (イ) 施工体制確保の確実性

イ 施工計画について

- (7) 工程管理に係わる技術的所見
- (イ) 材料の品質管理に係わる技術的所見及び施工上配慮すべき事項
- (ウ) 安全管理に留意すべき事項

ウ 企業の施工能力について

- (7) 平成 16 年度以降の 2 (3) に掲げる工事の施工実績
- (イ) 当機構における指名停止等措置（指名停止等措置要綱別表第 1 第 2 項に基づく指名停止、警告又は注意をいう。）

エ 配置予定技術者の能力について

- ・配置予定技術者の施工経験（複数の配置予定技術者を申請した場合は、そのうち下位の施工経験を有する技術者をもって評価する。）

(2) 総合評価の方法

総合評価は、標準点、施工体制評価点及び加算点の合計を当該入札参加者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

評価項目ごとの最低限の要求要件を満足する場合に標準点を与え、工事施工体制等に対し、施工体制評価点を与える。さらに技術資料の内容に応じ、加算点を与える。

なお、標準点は 100 点、施工体制評価点は最大 30 点とし、加算点は、(1)イからエまでに示す評価項目について、合計で最大 20 点を与える。

また、(3)におけるヒアリング結果によっては、加算点を減ずることがある。

(3) 施工体制確認のためのヒアリングの実施

簡易な施工計画等（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリング（書面による確認を含む。）を実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。

(4) 落札者の決定方法

ア 入札参加者は、価格及び(1)に示す評価項目に係る施工計画等をもって入札し、次の(ア)及び(イ)の要件を満たす者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

(ア) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(イ) 評価値が、標準点（100 点）を予定価格で除した数値に対して下回らないこと。

イ アにおいて、評価値の最も高い者が 2 者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定する。

4 入札手続等

(1) 担当支社等

〒532-0003 大阪府大阪市淀川区宮原三丁目 5 番 36 号(新大阪トラストタワー11階)

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

大阪支社 総務部 契約課 契約係

電話 06-6394-6029

電子メールアドレス keiyaku.osk@jr-tt.go.jp

(2) 入札説明書の交付期間及び方法

ア 交付期間 公告の日から入札書提出の期限の日まで。

イ 交付方法 当機構ホームページからダウンロードすること。

アドレス : <https://www.jr-tt.go.jp>

なお、ダウンロードするためにはパスワードが必要であり、パスワードは電子入札システムにおける本案件の調達案件概要欄に掲載する。

ただし、やむを得ない事情により上記交付方法により難しい者は(1)に連絡し、別途交付方法について指示を受けること。

(3) 申請書及び資料の提出方法、期間及び場所

ア 提出方法

申請書及び資料は、電子入札システムにより提出すること。ただし、申請書及び資料の容量が10MBを超える場合は、提出場所へ郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）又は持参すること。

また、1(9)により契約担当役から承諾を得て紙入札へ移行した者は、持参すること。

イ 提出期間

令和元年10月11日（金）から令和元年10月28日（月）までの休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日。以下同じ。）を除く毎日、10時から16時まで。

ウ 提出場所

4(1)に同じ。

(4) 入札書の提出方法、入札及び開札の日時、場所

ア 入札書の提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。

ただし、1(9)により契約担当役から承諾を得て紙入札へ移行した者は(1)へ持参又は郵送（配達証明付郵便に限る。）すること。

イ 入札書の提出期限

令和元年11月26日（火）10時まで。

ウ 開札の日時及び場所

開札は、令和元年11月27日（水）10時に当機構大阪支社にて行う。

(5) 工事費内訳書の提出

第1回の入札に際しては、入札書に記載される金額に対応した工事費内訳書を提出すること。

(6) 入札執行回数

入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

(7) 入札の辞退

入札参加者は、入札書（再度の入札を行う場合の入札書を含む。）を提出するまでは、いつでも入札を辞退することができる。

5 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 - ア 入札保証金 免除。
 - イ 契約保証金
請負代金額の10分の1（ただし、低入札価格調査を受けた者との契約については、請負代金額の10分の3）以上（保証金納付場所 三井住友銀行ベイサイド支店）。
ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (3) 入札の無効
以下のいずれかに該当する入札は無効とする。
 - ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札
 - イ 提出した申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札
 - ウ 入札に関する条件に違反した入札
 - エ 工事費内訳書を提出しない者等のした入札
- (4) 手続きにおける交渉の有無 無。
- (5) 契約書作成の要否 要。
- (6) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により契約する予定の有無 無。
- (7) 関連情報を入手するための照会窓口
4 (1)に同じ。
- (8) 競争参加資格の認定を受けていない者の参加
2 (2)に掲げる競争参加資格の要件を申請書及び資料提出時において満たせない者も4 (3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、資格確認通知日において、当該要件を満たしていなければならない。
- (9) 配置予定技術者の確認
落札決定後、CORINS 等により配置予定技術者の専任性違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。
- (10) 本公告に記載する内容の詳細は入札説明書による。

6 契約に係る情報提供の協力依頼

次のいずれにも該当する契約先は、当機構から当該契約先への再就職の状況、当機構との間の取引等の状況について情報を公開することとなりましたので、御理解と御協力をお願いいたします。

なお、詳細については、入札説明書を参照して下さい。

- (1) 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること。
- (2) 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること。